



生涯学習の窓

教育・文化・スポーツのホットな情報をお届けします

☎ 教育委員会社会教育担当 ☎ 56 - 2183

令和4年度『占冠村総合文化祭』のご案内

占冠村総合文化祭の開催についてご案内します！

昨年はコロナ禍の影響により作品展示のみの開催でしたが、今年は芸能発表（占冠神楽・ピアノ演奏など）や囲碁・将棋、書道体験を実施します。

また、今回は富良野市在住の洋画家「水島海衆氏」のご厚意により特別絵画展『水島海衆と3人の師』展を実施します。水島氏の油彩画のほか、戦後の日本画壇を彩った彼の恩師である小貫政之助氏、五十嵐祥晃氏、今関一馬氏の油彩画、そして彼の知己の作家であり北海道出身の蛸子善悦氏の作品を展示しますので、ぜひこの機会に会場まで足をお運びください！

- 日時：11月2日（水） 午前9時00分～午後6時00分（作品展示、特別絵画展）
- 3日（木） 午前9時00分～午後1時00分（作品展示）
午前9時00分～午後4時00分（特別絵画展）
午前10時00分～午後1時00分（囲碁・将棋、書道体験）
午後1時30分～発表終了まで（芸能発表）
※古本市も3日（木）まで実施しています！

○場所：占冠村コミュニティプラザ

ブックフェスティバル

- 日時：11月3日（木）
- 場所：図書室・児童室

今年の内容は「本の読み聞かせ」です。ぜひお子さまを連れてお越しください。



納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除対象となります

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

控除の対象は？

令和4年1月から令和4年12月までに納められた『保険料の全額』

過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。



用意するもの

社会保険料（国民年金保険料）の『控除証明書』または『領収証書』

令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、10月下旬から11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和4年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、令和5年2月上旬に送られる予定です。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

年金生活者支援給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。請求についてご不明な点がございましたら、ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）または、旭川年金事務所（☎0166-72-5002）までご相談ください。

対象となる方は？

- 老齢基礎年金を受給している方
以下の要件をすべて満たしている必要があります。
・65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
・同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
・前年の公的年金等の収入金額（※1）とその他の所得との合計額が881,200円以下である。
※1…障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
以下の要件を満たしている必要があります。
・障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者である。
・前年の所得（※2）が4,721,000円（※3）以下である。
※2…障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。
※3…扶養親族の数に応じて増額。

請求手続き

- 既に年金を受給していて、今年度新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる人
新たに支給対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が順次届きます。はがき形式の「年金生活者支援給付金請求書」を記入し提出してください。
- 既に年金生活者支援給付金を受給している方
年金生活者支援給付金を受け取っている方で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年以降のお手続きは原則不要です。
- これから年金を受給される方
年金の裁定請求手続きとあわせて、年金生活者支援給付金の認定請求の手続きを行ってください。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56 - 2123



こんにちは 保健師です

☎ 占冠村地域包括支援センター（福祉子育て支援課）
☎ 56 - 2022

ケアラーについて

『ケアラー』とは、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。（日本ケアラー連盟の定義）

～こんな人がケアラー（介護する人）に該当します～

- ・障がいのある子どもを育てている。
- ・健康に不安のある高齢者が高齢者をケアしている。
- ・仕事と介護で精一杯でほかに何もできない。
- ・仕事を辞めて一人で親の介護をしている。
- ・遠くに一人で住む高齢の親が心配で頻繁に通っている。
- ・目を離せない家族の見守りなどのケアをしている。
- ・アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている。
- ・障がいや病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている。

現在、日本の介護者の約7割はその家族が担っています。日本では子どもや親、きょうだいも家族の面倒を見ることを当然としてきた根強い考えもあり、ケアラー自身が自分の健康や生活などに負担がかかっていると気付いていないことも多いです。その場合、周囲の気付きがケアラーを助けることにつながりますので、周囲で気になることがあれば地域包括支援センターにご相談ください。

